

## 6 社会参加の促進のために

### 1. 生駒市障がい者等交通費等助成制度（生きいきクーポン券配布事業） （窓口）障がい福祉課

生駒市では、障がい者や難病患者（国の指定する難病の方）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進および経済的負担の軽減を図るため、交通費・施設の使用料、介護用品購入などに使用できる生きいきクーポンを配布します。

(1) **対象者**：各年度4月1日現在次のいずれかに該当する人（※重複支給はありません。また、高齢者生きいきクーポン対象の方は、そちらを優先します）

- 身体障害者手帳1，2級の所持者
- 療育手帳の所持者
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、かつ自立支援医療の受給者
- 難病患者（国が指定している指定難病または小児慢性特定疾病の方）

(2) **料金の助成**：年間10,000円分を限度

(3) **申請の手続方法**（詳細は、障がい福祉課へお問い合わせください）

| 対 象                   | 申請方法（広報いこまちに掲載します）                                                                                                              |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体・知的・精神障がい者          | 対象者にクーポン券と案内書を郵送します。                                                                                                            |
| 国が指定する指定難病、小児慢性特定疾病の人 | 4月1日現在加療継続中であることを証明できる受給者証などと窓口で手続きする人の顔写真つきの本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、障がい福祉課へお越しください。<br>郵送による申請も受付しております。申請書は市ホームページよりダウンロードできます。 |

### 2. 手話通訳者の派遣 （窓口）福祉センター TEL 73-0700 FAX 73-0294

聴覚障がい者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思の疎通を図るため手話通訳者が派遣されます。

### 3. 要約筆記者の派遣 （窓口）福祉センター TEL 73-0700 FAX 73-0294

中途失聴者・難聴者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思の疎通を図るため要約筆記者が派遣されます。

### 4. 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業 （窓口）障がい福祉課

意思の疎通が困難な、知的障がい者等（18歳以上の単身世帯等で、介護が必要で障害福祉サービスを利用されている方）が医療機関に入院した場合に、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援します。

## 5. 自動車運転免許取得費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳の所持者で肢体不自由または聴覚、言語障がいのため運転免許証に条件が付されている者が、運転免許証交付後6か月以内に申請すると、運転免許取得のための教習に要した経費について、次のように助成します。

| 対 象         | 助 成 額                            |
|-------------|----------------------------------|
| 肢 体 不 自 由 者 | 要した経費の $\frac{2}{3}$ ただし、10万円を限度 |
| 聴覚・言語障がい者   | 要した経費の $\frac{1}{3}$ ただし、5万円を限度  |

## 6. 自動車改造費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳1～2級の肢体不自由者などが就労などのために自動車を自ら所有し運転する際、ブレーキやアクセルなどの改造に要する費用（10万円を限度）を助成します。ただし、所得による支給制限があります。※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

## 7. 点字・声の広報

(窓口) 障がい福祉課

福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

生駒市では視覚障がい1・2級またはそれと同程度の高齢者の方を対象に社会参加の一助として、広報いこまちを録音したCD（デージー）、広報いこまちを点訳した冊子をそれぞれ自宅まで送付しています。

声の広報については生駒市役所のホームページで音声データを公開しています。

## 8. 点字・声のあゆみ

(窓口) 点字のあゆみ：市内全図書館・室、障がい福祉課

声のあゆみ：障がい福祉課

障がい福祉のあんない冊子『あゆみ』を、点訳・音訳しています。

点字のあゆみは市内全図書館で閲覧することができます。

声のあゆみについては障がい福祉課でCDにデータを入れてお渡しできるほか、障がい福祉課ホームページで音声データを公開しています。

## 9. 中途失明者等生活訓練事業

(窓口) 障がい福祉課

重度の視覚障がいで、自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談、援護措置に関する助言、指導ならびに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練などを行います。

## 10. 失語症者の意思疎通支援者の派遣

(窓口) 障がい福祉課

脳梗塞や脳外傷などにより「読む」「書く」「聞く」「話す」という言葉の機能が低下した方に対して、コミュニケーション支援に必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者を派遣します。

## 11. 盲ろう者向け生活訓練強化事業

(窓口) 障がい福祉課

視覚と聴覚の両方に重複して障がいがある方に対して、生活に必要な各種訓練（歩行、コミュニケーション、日常生活動作、情報支援機器の操作、その他の助言、指導など）を行い、社会参加の促進を図ります。

## 12. 身体障害者補助犬の貸与

(窓口) 障がい福祉課

県内に1年以上居住している18歳以上の者で、重度の視覚障がい・肢体不自由・聴覚障がいにより、日常生活に著しい支障がある身体障がい者で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することで就労等社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、補助犬を貸与します。

ただし、補助犬の飼育などにかかる費用は自己負担となります。

## 13. 字幕ビデオ・DVDライブラリー貸出事業

(窓口) 県聴覚障害者支援センター

TEL 0744-21-7880

FAX 0744-21-7888

聴覚障がい者に対し情報を提供するため、テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行います。

## 14. 図書館での対面音訳サービス

(窓口) 市内図書館・室

※生駒駅前図書室を除く

(連絡先はP59参照)

希望の資料を音訳ボランティアが対面で読み上げます。図書館資料だけでなく、回覧板や家電製品の取り扱い説明書など、一般に公表された印刷物を音訳します。(自宅等に出向いての対面音訳サービスは行っていません)

**対象者** : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢などによる視力の低下、学習障がい、身体障がいなどにより、一人での読書が困難な方

**申請方法** : 生駒市図書館（本館）、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室に申請。面談・聞き取りによりサービス利用の可否を決定します。

**費用** : 無料

## 15. 図書館資料の宅配サービス

(窓口) 市内全図書館・室

(連絡先はP59参照)

宅配ボランティアが読みたい本をご自宅へお届けします。(ボランティアの指名はできません)

**対象者** : 生駒市内に在住の方で、障がいや高齢などの理由により、図書館へ来館するのが難しい方

**申請方法** : 生駒市図書館（本館）、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室、生駒駅前図書室に来館や電話等で申請。来館または訪問による面談によりサービス利用の可否を決定します。

**費用** : 無料

**申請後の利用方法** : インターネットや電話での予約、あるいは宅配ボランティアへの予約カード手渡し（ご家族でも可）

## 16. デイジー図書の貸出

(窓口) 生駒市図書館 (本館)

TEL 75-5000

FAX 73-3600

デイジー図書は、視覚障がいや学習障がい、肢体不自由などで紙の資料をそのままの形で読むことが難しい方のために作られた音声資料です。全国の図書館で所蔵しているデイジー図書を取り寄せることもできます。読みたい本が分からない場合は、読書相談も受け付けています。視覚に障がいのある方には郵送による貸し出しも行います。

**対象者** : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢等による視力の低下、学習障がいなどで紙の資料をそのままの形で利用するのが難しい方

**費用** : 無料

## 17. 研修会・講習会等の案内

障がい者の社会参加を促進するために、下記のとおり意思疎通支援従事者養成講座や障がい者を対象とした講習会・研修会などが開催されています。

### (1) 意思疎通支援従事者養成講座

| 研修会・講習会名              | 内 容                                                                 | 問い合わせ先                                                         |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 点訳<br>録音<br>} 奉仕員養成講座 | 視覚に障がいのある人のための点字図書、声の図書の製作をするため、点字法や朗読の理論と実技の講習を行います。               | 県視覚障害者福祉センター<br>TEL 0744-29-0123<br>FAX 0744-29-0127           |
| 手話通訳者養成講座             | 手話で特定の聴覚障がい者との日常会話が可能な方を対象に、手話通訳に必要な表現技術や基本技術を習得するため、理論と実技の講習を行います。 | 県聴覚障害者支援センター<br>TEL 0744-21-7880<br>FAX 0744-21-7888           |
| 要約筆記者養成講座             | 手話技術を習得されていない聴覚に障がいのある人のために話の内容を伝える要約筆記の理論と実技の講習を行います。              |                                                                |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座      | 視覚と聴覚の両方に障がいのある人のために、通訳や介助を行う盲ろう者向け通訳・介助員の理論と実技の講習を行います。            |                                                                |
| 失語症者向け意思疎通支援者養成講座     | 失語症のある人の症状や思いを理解し、社会とつながりが持てるようコミュニケーションを支援するために、理論と実技の講習を行います。     | 県障害福祉課<br>社会参加・障害理解促進係<br>TEL 0742-27-8922<br>FAX 0742-22-1814 |

### (2) 障がい者を対象として

| 研修会・講習会名                       | 内 容                                                                                                  | 問い合わせ先                                                 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 音声機能障害者発声訓練・指導者養成講座            | 疾病などにより咽頭を摘出し音声機能を喪失した方に対する発声訓練及びその指導者養成を行います。                                                       | 奈良交声会 堀内様方<br>TEL 0745-77-6015<br>FAX 0745-77-6015     |
| 聴覚障害者生活訓練講座                    | 聴覚に障がいのある人の社会参加促進のため、各種講座などの生活訓練を実施します。<br>聴覚に障がいのある人、とりわけ中途失聴・難聴者の社会参加促進のため、補聴器相談会や口語読話講習会などを実施します。 | 県聴覚障害者支援センター<br>TEL 0744-21-7880<br>FAX 0744-21-7888   |
| オストメイト (人工肛門・人工膀胱造設者) 社会適応訓練講座 | ストーマ用装具の装着者に対して、装具の使用などについての正しい知識の講習および相談に応じます。                                                      | 日本オストミー協会<br>奈良県支部 川崎様方<br>TEL 090-2110-5032           |
| 障害者スポーツ・文化教室                   | 障がい者を対象に各種のスポーツ教室や文化教室を開催するとともに、ボランティア活動の推進を図ります。                                                    | 奈良県心身障害者福祉センター<br>TEL 0744-33-3393<br>FAX 0744-33-1199 |

## 18. 駐車禁止規制等の適用除外

(窓口) 生駒警察署

TEL 74-0110

次表の障がい程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示している車両は、駐車禁止規制等の適用が除外されます。

※ただし、交差点および交差点の側端から5メートル以内の場所等、標章を掲出していても駐車違反となる場合があります。

| 障がい種別                        | 障がい程度                               | 内容・申請方法等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視 覚 障 が い                    | 1 級から 3 級までの各級および 4 級の 1            | <p>(1) <b>適用が除外される範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会が駐車を禁止した場所</li> <li>・時間制限駐車区間</li> </ul> <p>(2) <b>必要品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・申請者の身元が確認できるもの（本人運転の場合は、運転免許証必須）</li> <li>・同居の家族以外の第三者が申請される場合は、委任状が必要です。</li> </ul> <p>(3) <b>受付・問合わせ</b></p> <p>平日 午前 8 時 3 0 分～午後 4 時<br/>（※午後 0 時～午後 1 時までを除く）</p> <p>夜間・土日・祝日は対応していません。</p> <p>※詳しくは交付を受ける方（身体障がい者等）の住所地を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。</p> |
| 聴 覚 障 が い                    | 2 級および 3 級                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 平 衡 機 能 障 が い                | 3 級                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 上 肢 不 自 由                    | 1 級、2 級の 1 および 2 級の 2               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 下 肢 不 自 由                    | 1 級から 4 級までの各級                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 体 幹 不 自 由                    | 1 級から 3 級までの各級                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢） | 1 級から 2 級<br>（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動） | 1 級から 4 級までの各級                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 心臓、じん臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸        | 1 級及び 3 級                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい         | 1 級から 3 級までの各級                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 肝 機 能 障 が い                  | 1 級から 3 級までの各級                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 知 的 障 が い                    | A 1（最重度）、<br>A 2（重度）                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 精 神 障 が い                    | 1 級                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |



## 19. 郵便等による不在者投票

(窓口) 選挙管理委員会

次表の障がい程度に該当する有権者の方は、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。

| 障 が い の 種 類                         | 障がいの程度  |
|-------------------------------------|---------|
| 両下肢、体幹、移動機能の障がい                     | 1 級～2 級 |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい           | 1 級、3 級 |
| 免疫、肝臓の障がい                           | 1 級～3 級 |
| ※上肢または視覚障がいの程度が1 級の方には、代理記載制度があります。 |         |

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することについて奈良県知事等が書面により証明した方についても、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。戦傷病者については、障がいの種類および障がいの程度が一部異なります。また介護保険法の「要介護5」の方も対象となりますので、窓口を確認してください。

## 20. スポーツ大会や作品展

| 時期 | 種 類               | 対 象 者                         | 内 容                                                                                      | 問い合わせ先                                                         |
|----|-------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 春季 | 奈良県障害者スポーツ大会      | 満13歳以上の身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けた者 | 陸上・水泳・卓球・フライングディスク・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・サッカー・フットソフトボールの競技を行うとともに、全国大会出場選手を選考します。       | 奈良県障害者スポーツ協会<br>TEL 0744-33-3393<br>FAX 0744-33-1199           |
|    | 全国障害者スポーツ大会       | 県大会で選考された者                    | 国体開催地で行われる全国大会に選手を派遣します。<br>令和6年度は佐賀県で開催予定。                                              | 奈良県障害者スポーツ協会<br>TEL 0744-33-3393<br>FAX 0744-33-1199           |
| 秋季 | (障害者)軽スポーツフェスティバル | 県内にお住まいの方<br>(障がいの有無は問いません)   | 軽スポーツを楽しむことを通じて、障がいのある人となない人の交流を深めます。                                                    | 奈良県障害者スポーツ協会<br>TEL 0744-33-3393<br>FAX 0744-33-1199           |
|    | 奈良県障害者作品展         | 県内の障がい者                       | 障がい者の絵画、工芸等の作品を展示します。(展示会場は変更となる場合があります)<br>・開催時期 11月下旬～12月初旬<br>(令和6年度は生駒市芸術会館美楽来で開催予定) | 県障害福祉課<br>社会参加・障害理解促進係<br>TEL 0742-27-8922<br>FAX 0742-22-1814 |
|    | 奈良県みんなで楽しむ大芸術祭    | 県内にお住まいの方<br>(障がいの有無を問いません)   | 「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに、音楽・演劇・芸能・舞踊・美術など多様な芸術文化活動を通じて交流を深めます。                                | 県文化・教育・くらし創造部<br>文化振興課<br>TEL 0742-27-8488<br>FAX 0742-27-8481 |